

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年9月24日

愛媛県知事 中村 時広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県障がい者更生センター温泉水送水管修繕

(2) 数量

愛媛県障がい者更生センター温泉水送水管修繕 一式

(3) 修繕の内容等

入札説明書及び仕様書による

(4) 業務期間

契約日から令和7年12月15日まで

(5) 修繕業務の履行場所

松山市道後湯之町・多幸町・鷺谷町境界付近

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5・6・7年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 愛媛県内に本店・支店若しくは営業所を置く者であること。
- (3) 開札する日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 国及び地方公共団体等と種類及び規模が同程度の業務を実施し、かつ、誠実に履行した者であること。

3 入札の日時及び場所等

(1) 入札日時及び場所

日時：令和7年10月17日（金）午前10時00分から

場所：愛媛県庁第1別館5階 第11会議室

(2) 入札書の提出方法

入札場所で直接提出する。

(3) 開札

即時開札

(4) 問い合わせ先

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課 障がい施設係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-912-2421

4 その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア 入札説明書等の配布

公告の最後に添付してあるファイルからのダウンロードによるほか、上記3(4)の場所で手渡しにより配布する。

※配布時間：土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 必要書類の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載の必要な書類を上記3(4)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

提出期限：令和7年10月8日（水）

ウ その他

愛媛県から当該書類の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

会計規則第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札（見積）を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。